

事務局報告：糸魚川大火復興事業の進捗と集成木材の活用

都市防災不燃化協会専務理事 小浪 博英

糸魚川大火は2016年12月22日、午前10時20分ごろラーメン店の大型コンロの消し忘れにより出火し、折からの強烈な南風によるフェーン現象とも相まって、翌日の午後4時過ぎまでのおよそ30時間にわたり燃え続け、焼失面積は約4ha、全焼120棟、半焼または部分焼27棟の大火であった。

1995年の阪神淡路大地震を契機として1998年5月に議員立法により成立した「被災者生活再建支援法」は、あくまでも自然災害により被災した住宅を対象とするものであって火災は含まれていなかったが、糸魚川についてはフェーン現象による大火を自然災害と認めて、火災では初めて本法が適用され、医療費、必需品購入、引っ越し費用、住宅解体撤去、家賃、ローン利子払いなどに1世帯当たり最高300万円が支給されることとなった。

火災発生から8か月後の平成29年8月に「復

興まちづくり計画」が策定され、都市防災総合推進事業による市道拡幅、小規模住宅地区改良事業による復興市営住宅、都市再生整備計画事業による駐車場整備や賑わい創出広場整備、まちなみ環境整備事業による雁木整備、地域まちなか商業活性化支援事業による酒蔵再建などが盛り込まれた。

特に復興市営住宅は地上3階建て、敷地面積1,103㎡、延床1,396㎡で木造・準耐火構造となっており、県産材、特に多くの糸魚川産の杉を新潟県内の集成材工場でパネル化して使用している。厚さ120mmの集成材厚板床パネルなどにより、木質の広々とした軒空間が形成され、木造用乾式遮音二層二重床により上下階の防音も完璧である。エレベーターも設置され、集会所や診療所も併設されて、被災者18世帯が入居予定になっている。



糸魚川大火焼け跡 平成29年4月



糸魚川大火復興状況 平成30年10月



完成予想図



工事中の内部